

子どもの発達や障がいへの支援

詳細はHPから▶



子ども発達支援事業

特別な支援を必要とする児童及びその家族に対して、適切な支援を行うため、公認心理師や言語聴覚士などの専門職によるカウンセリングや指導などを行っています。なお、利用するには予約が必要となりますので、詳しくはお問合せください。

内容

- ・公認心理師・理学療法士・言語聴覚士による支援
- ・児童が利用する保育所、幼稚園、学校、福祉施設などの職員を対象とした発達の評価、療育指導、家族へのカウンセリング、学習会なども実施しています。

ことばの相談

お子さんのことばに関する心配事や悩みについて、根室市の言語聴覚士が相談をお受けします。まずはお気軽にご相談ください。なお、利用するには予約が必要となりますので、詳しくはお問合せください。

内容

- ・保護者の方にお子さんの困り感についてお聞きします。
- ・遊びの中でお子さんの様子を観察したり、ことばの検査などを行い、一人一人に合わせた支援をご提案します。
- ・継続的な支援が望ましい場合、定期的な指導や相談支援などを行います。

ペアレントメンター派遣事業

北海道では、発達障がいのある子どもを持つ親の不安や悩みを軽減し、子どもに適切な療育を提供するため、同様に発達障がいのある子どもを育てた経験をもとに相談相手となる親（ペアレントメンター）の派遣を行っています。

市が窓口となりますので、派遣を希望される方は、市役所へお問合せください。

対象

- ・発達障がいのある子どもを持つ親

手帳の交付

身体障害者手帳	身体に障がいがあるお子さんの保護者の申請に基づき交付される手帳で、（医師が判定し、知事が認定した場合）様々な福祉サービスを受けるために必要となります。
療育手帳	児童相談所または心身障害者総合相談所において知的な障がいがあると判定されたお子さんの保護者の申請に基づき、知事が交付する手帳で、様々な福祉サービスを受けるために必要となります。

重度心身障害者医療費助成

心身に障がいのある方が病院を受診したときなどに、窓口で支払う保険診療の自己負担額及び初診料を助成します。なお、支給要件、所得条件などがありますので、詳しくはお問合せください。

対象

- ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、手帳等級1級、2級及び3級（内部障がいのみ）に該当する方
- ・療育手帳A判定で交付を受けた方（重度の知的障がい者）
- ・精神保健福祉手帳1級の交付を受けた方（通院医療のみ）

障害児福祉手当

重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方に障害児福祉手当を支給します。なお、支給要件、所得条件などがありますので、詳しくはお問合せください。

対象

20歳未満の重度の障がいがあり在宅しているお子さん

支給額

15,690円（令和6年度）

申請・問合先

社会福祉課福祉担当（1階：窓口19番）☎0153-23-6111（内線2165）

カレンダー 生まれるまで 生まれたら 健康 育て支援 庭への支援 やすい 支援の 園も認定され 入つたら うときた 主な旅館 その他の

自立支援医療（育成医療）

身体に障がいなどのあるお子さんが、早い時期に治療し、将来生活していくために必要な能力を得るために、指定された医療機関において治療を受ける場合、その医療費の一部を助成します。

対象

18歳未満で、身体に障がいのあるお子さん、または、治療を行わないと将来障がいを残すおそれが大きい病気をもつお子さん

対象となる生がい・病気の一例

脊柱側弯症（肢体）、白内障（視覚）、慢性中耳炎（聴覚）、口蓋裂（音声・言語・そしゃく）など

※対象となる障がい・病気が多岐にわたるほか、所得条件などもありますので、詳しくはお問合せください。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病のお子さんの日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の購入に係る費用を助成します。

対象

- ・根室市に住所を有し、在宅での療養が可能な方
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- ・児童福祉法（小児慢性特定疾病に係る施策以外）および障害者総合支援法等の用具給付制度の対象とならない方

対象となる日常生活用具の種目

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸引機）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系、尿路系）、人工鼻

※給付対象となるお子さんの身体の状況等により、給付できる種目に制限があるほか、所得条件などもありますので、詳しくはお問合せください。

▼詳細はHPから



申請・問合先

社会福祉課福祉担当（1階：窓口19番）

補聴器購入費等助成

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴のお子さんの「聞こえの改善」と「ことばの習得」を促進するため、補聴器購入費及び修理費用を助成します。なお、支給要件、所得条件などがありますので、詳しくはお問合せください。

対象

次の要件を全て満たす18歳未満の方

- ・両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象となっていないこと
- ・中耳炎などの急性疾患による一時的な聴力低下でなく、耳鼻咽喉科による治療を行ってもなお聴力が回復する見込みがないこと
- ・補聴器の装用により、言語の習得など一定の効果が期待できること
- ・労働者災害補償保険法などその他の法令により、助成が受けられないこと
- ・対象者の属する世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいること

対象

(1) 補聴器の購入

補装具費支給制度における「高度難聴用耳かけ型補聴器」の購入基準額と、実際に購入に要する費用のいずれか低い金額を助成基準額とし、その3分の2を助成

(2) 補聴器の修理

補装具費支給制度における「耳かけ型補聴器」の修理基準額と、実際に修理に要する費用のいずれか低い金額を助成基準額とし、その3分の2を助成

特別児童扶養手当

身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護または養育している方に児童福祉の増進を図るため特別児童扶養手当を支給します。なお、支給要件、所得条件などがありますので、詳しくはお問合せください。

対象

▼詳細はHPから

20歳未満の重度または中程度の障がいのあるお子さんを監護・養育する父母または養育者（祖父母など）



支給額

- ・1級（重度） 55,350円（令和6年度）
- ・2級（中度） 36,860円（　　〃　　）

☎0153-23-6111（内線2165）

生活支援特別給付事業

既存の福祉制度における対応が困難で、用具の給付等の必要性（医師意見書により判断）がある方を対象とした、日常生活用具給付制度です。

対象

- ・根室市内に住所を有し、居住していること。
- ・児童福祉法、障害者総合支援法、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業等、その他の法律等による支給制度を受けられないこと。
- ・日常生活用具の必要性を認める医師の意見書を得ることが出来ること。

対象となる支給品目

補聴器（購入、修理）、たん吸引器、点滴スタンド、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、車いす、IHコンロ、気管切開カニューレホルダー、動脈血中酸素飽和度測定機器消耗品、医師意見書取得費用
※それぞれの品目毎に、給付限度額の設定がありますので詳しくはお問い合わせください。

その他

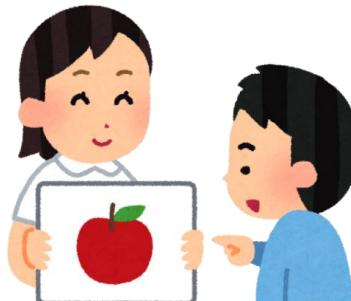
対象品目購入における用具販売者の見積額のうち、「市民税課税世帯は1/2」「市民税非課税世帯は2/3」を給付限度額の範囲内で給付します。

▼詳細はHPから



届出・問合先

社会福祉課福祉担当（1階：窓口19番）
☎0153-23-6111（内線2165）



巡回児童相談

釧路児童相談所の児童福祉司、判定員による巡回相談を年6回程度行っています。なお、利用する場合には予約が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

内容

- ・発達の遅れや障がい、不登校、問題行動など、児童とその家族に関する相談
- ・療育手帳取得のための判定（知能検査）

届出・問合先

こども支援課こども支援担当（1階：窓口8番）
☎0153-23-6111（内線2118）

特別支援教育就学奨励費制度

根室市の小・中・義務教育学校に在籍する障害を有する児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を行い、学用品費、修学旅行費等の一部を援助し、経済的な負担を軽減します。なお、支給要件、所得条件などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

申請

毎年7月頃に学校から配付される特別支援教育就学奨励費の申請書をご利用ください。

届出・問合先

教育総務課学校教育担当
☎0153-23-6111（内線2414）

乳幼児発達健診

ことばの数が少ない、発音がはっきりしない、動きが多くて落ち着きがないなどお子さんの発達が気になる場合は、一人で悩まずに、まずはご相談ください。

専門機関から派遣を受けた専門職による相談を予約制で実施しています。

届出・問合先

こども支援課こども支援担当（1階：窓口8番）
☎0153-23-6111（内線2118）

カレンダー 生まれるまで 生まれたら 健康 育て支援 庭への支援 やすい 支援の 地域活性化 も語りたい 入つたら また旅館 うとうと その他の

支援施設

■根室市児童デイサービスセンターひだまり（運営：なかしべつ地域生活支援センター）

根室市花園町7-5 ☎ 0153-24-7588・FAX 0153-24-7588

対 象 ことばや行動、精神発達、運動発達などに悩みを持つ未就学のお子さん

活動内容 お子さんと保護者が一緒に通所して、個別あるいはグループでの養育訓練や子育て全般の相談など、お子さん一人ひとりの発達に即した療育支援を行います

開 所 日 月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分

※土・日曜日、祝日および年末年始（12/29～1/3）は閉所

手 続 き 社会福祉課福祉担当（1階：窓口19番）☎ 23-6111（内線）2165

■放課後児童デイサービスくれよん（運営：特定非営利活動法人あいの手）

根室市光洋町3-88 ☎ 0153-27-1082・FAX 0153-24-2525

対 象 学校（幼稚園、大学除く）に就学し、障がいのある児童・生徒

活動内容 放課後などや長期休暇中に安心して過ごせる居場所づくりを推進し、生活能力の向上や社会との交流の促進など自立した日常生活を送れるように支援します。

開 所 日 月～土曜日 ※日曜日、祝日および年末年始（12/29～1/3）は閉所

（平日）午後1時30分～午後5時30分

（土曜・学校休業日）午前8時30分～午後0時30分

午後1時30分～午後5時30分

手 続 き 社会福祉課福祉担当（1階：窓口19番）☎ 23-6111（内線）2165

■相談支援事業所いーくつ

根室市琴平町2-17-5 ☎ 0153-24-1192・FAX 0153-27-6212

対 象 根室管内在住の障がいのある方、家族、関係者の相談支援

活動内容 障がい児や障がい者、そのご家族からの相談を受け、施設や作業所などを利用する場合の計画作成。（相談支援の費用は無料です。）

開 所 日 月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分

※土・日曜日、祝日および年末年始（12/29～1/3）は閉所

相談方法 ご家族への訪問相談を行います。

相談室での相談、または電話などによる相談を受け付けております。

■相談室るーぷ

別海町別海宮舞町256番地 ☎ 0153-74-8117・FAX 0153-74-8117

対 象 根室管内在住の障がいのある方、家族、関係者の相談支援

活動内容 • 障がいのある方やお子さん、そのご家族の皆様からの相談受付
（相談支援の費用は無料です。）

• 施設や作業所などを利用する場合の相談や計画作成に関する様々な支援を行っています。

開 所 日 月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分

※土・日曜日、祝日および年末年始（12/31～1/4）は閉所

相談方法 ご家族への訪問相談を行います。

相談室での相談、または電話などによる相談も受け付けております。

■あくせす根室（根室圏域障がい者総合相談支援センター】

中標津町東4条南4丁目9-1 ☎ 0153-73-3178・FAX 0153-73-3179

対 象 根室管内在住の障がいのある方、家族、関係者の相談支援

活動内容 障がい者やその家族の意思を尊重する視点に立って、生活全般にわたり必要なサービスを適切に利用できるよう支援しています。（相談支援の費用は無料です。）

開 所 日 月～金曜日 午前9時00分～午後5時30分

※土・日曜日、祝日および年末年始（12/29～1/3）は閉所

相談方法 センターでの相談、または電話（365日24時間受付）やFAXによる相談を受け付けており、必要に応じて地域や家庭への訪問を実施しています。